

# 成田空港周辺地域におけるまちづくり推進業務委託 委託業者 募集要項（プロポーザル方式）

本要項は、千葉県（以下「県」という。）が「成田空港周辺地域におけるまちづくり推進業務委託」に係る企画提案を募集するに当たり、必要な事項を記載したものである。

## 1 業務委託名

成田空港周辺地域におけるまちづくり推進業務委託

## 2 業務内容

成田空港周辺地域におけるまちづくり推進業務委託 プロポーザル仕様書に記載のとおり

## 3 応募資格

応募者は次の全ての要件を満たすこととする。

ただし、共同企業体で参加する場合は、以下の（１）から（５）の要件はすべての構成員が、（６）の要件はいずれかの構成員が満たすこと。

なお、1者又は共同企業体の構成員として複数の参加は認めないものとし、出資比率に関する要件は付さない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続きをしている団体でないこと。
- (3) 千葉県物品等入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、委託においてAの等級に格付けされている者であること。
- (4) 募集開始の日から審査完了の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (5) 募集開始の日から審査完了の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (6) 平成28年4月1日以降に以下①、②に示す同種業務の両方の業務完了実績を有すること。

①全国における「都市計画を伴うまちづくり」の検討に関する業務

②全国における「交通量推計等を伴う道路ネットワーク」の検討に関する業務

#### 4 応募期限等

- (1) 応募受付 令和8年4月24日(金)から応募受付開始
- (2) 応募期限 令和8年5月11日(月)午後5時(必着)
- (3) 応募方法 電子メール(PDF形式)

※メール送付後、必ず千葉県都市計画課まちづくり支援室まで電話連絡をし、提出書類の到達を確認してください。

※県が電子メールで受信できる容量は最大7.2MBのため、その容量を超える電子データを送付する場合は、分割して送付する等の対応をとること。

- (4) 提出物 提案書類一式「6 応募書類」に沿って作成すること。
- (5) 提出先 「11 問合せ先・提出先」のとおり

#### 5 質問受付・回答

- (1) 本件に関する質問については、メールにより、第9号様式を用いて提出することとし、メールを送信した後、必ず電話にて到着確認を行うこと。メールの送付に当たり件名は「成田空港周辺地域におけるまちづくり推進業務委託についての質問」とし、会社名、連絡先を必ず記載すること。

ただし、提案の状況、選考委員名等に関する質問は受け付けない。

- (2) 受付期限：令和8年4月10日(金)から令和8年4月17日(金)午後5時まで
- (3) 回答方法：質問に対する回答は、千葉県ホームページに公表する。  
なお、質問内容によっては、回答しないことがある。
- (4) 回答日：令和8年4月22日(水)(予定)
- (5) 質問先：「11 問合せ先・提出先」のとおり。

#### 6 応募書類

- (1) 提出書類一式は次のとおりとし、サイズはA4版とする。

なお、共同企業体での応募に当たっては(第1号様式、第3号様式～第7号様式)については、共同企業体を1者とみなし代表となる構成員が作成し、その他の応募書類については、構成員ごとに作成すること。

併せて、当該業務委託を共同企業体により受託する意思を明確にした覚書等(任意様式とする。ただし、共同企業体の名称、契約当事者となる幹事社及び構成員の記名押印した書面であること。)を作成し、提出すること。

(第1号様式) プロポーザル参加申込書

(第2号様式) 法人等概要書

(第3号様式) 企画提案書

(第4号様式) 業務実績調書【企業】

(第5号様式) 業務実績調書【業務責任者】

(第6号様式) 業務実績調書【業務担当者】

(第7号様式) 業務委託費見積書

(第8号様式) 誓約書

(任意様式) 覚書等(※共同企業体での応募の場合のみ提出)

## 7 審査・選考方法

### (1) 審査方法

提出された企画提案書一式については、下記(3)の審査基準に基づき、選考委員会で書類審査及びプレゼンテーション・質疑応答等による審査を行い、最優秀提出者を選定する。受託候補者との契約協議が整わなかった場合を想定し、次点候補者も決定する。

なお、応募が5者を超える場合は、書面による事前審査を実施したうえで、プレゼンテーションを行う5者を選定することとする。

### (2) 選考委員会

選考委員会は、令和8年5月18日(月)に開催を予定しており、実施の詳細については、企画提案者に別途通知する。

- ・発表時間 プレゼンテーション15分 (パワーポイント不可) 質疑応答10分程度
- ・発表資料は、あらかじめ提出した企画提案書のみを使用すること。

※ただし、選考委員会開催日及びプレゼン時間は変更する可能性がある。

(別途通知)

### (3) 審査基準

以下の審査項目により総合的に評価し、選考する。

審査項目		審査内容	配点
1 実績  委託業務を遂行する上で必要な能力を有しているか	(1)業務実績 (企業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度以降(過去10年間)に下記の①、②の業務実績の内容や成果について、本業務との関連性から、その実績を本業務に活かすことができるか。(PRポイント欄により判断。)</li> <li>① <u>全国における「都市計画を伴うまちづくり」の検討に関する業務</u></li> <li>② <u>全国における「交通量推計等を伴う道路ネットワーク」の検討に関する業務</u></li> </ul>	5
	(2)業務実績 (業務責任者、業務担当者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務責任者及び業務担当者の経歴・資格、または1.(1)欄の①、②の業務実績について、その経験を本業務に活かすことができるか。(PRポイント欄により判断。)</li> </ul>	5

2 業務遂行能力  委託業務の的確な実施に当たって、どのように取り組むか	(1)実施方針・体制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロポーザル仕様書「第12条 業務内容」に対して<u>どのような方針で業務を進めていくのか。</u> (委託業務の内容を理解し、業務遂行上の要点を的確に捉えているか。また、業務遂行に当たっての課題を理解し、その解決の方針が明確か。)</li> </ul>	5
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務を実施するために、<u>どのように人員を配置し、どのような体制で業務を進めていくのか。</u> (本業務を円滑かつ柔軟に実施できる人員及びマネジメント体制か。また、本業務を効果的・効率的に進める組織体制、協力体制か。)</li> </ul>	5
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務を実施するために、<u>どのようなスケジュールで進めていくのか。</u> (業務内容を理解し、企業の実績や技術者の知見などに基づく創意工夫を反映させるなど、的確なスケジュールとなっているか。)</li> </ul>	10
3 企画提案  委託業務の内容を十分把握し、発注者が求める提案となっているか	(1)土地利用の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>情報収集・整理の手法が、具体的かつ的確なものになっているか。</u> (企業の実績や技術者の知見などに基づき、情報を十分に得るための創意工夫がなされているか。また、初期段階からアウトプットをイメージした調査を行い、それを裏付ける有効的な手法になっているか。)</li> <li>・<u>将来都市構造の検討に当たり必要な条件や予測手法が具体的かつ的確なものになっているか。</u> (将来都市構造の検討に当たり、考慮すべき点を的確に整理し、具体的に示しているか。予測手法は、空港周辺地域の特性や第2の開港など将来動向を踏まえた、実現性の高い手法になっているか。)</li> </ul>	20

	(1)道路ネットワークの検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>情報収集・整理の手法が、具体的かつ的確なものになっているか。</u> (企業の実績や技術者の知見などに基づき、情報を十分に得るための創意工夫がなされているか。また、初期段階からアウトプットをイメージした調査を行い、それを裏付ける有効的な手法になっているか。)</li> <li>・ <u>将来都市構造の検討に当たり必要な条件や予測手法が具体的かつ的確なものになっているか。</u> (将来都市構造の検討に当たり、考慮すべき点を的確に整理し、具体的に示しているか。予測手法は、空港周辺地域の特性や第2の開港など将来動向を踏まえた、実現性の高い手法になっているか。)</li> </ul>	20
	(2)官民連携まちづくりの検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>情報収集・整理の手法が、具体的かつ的確なものになっているか。</u> (企業の実績や技術者の知見などに基づき、情報を十分に得るための創意工夫がなされているか。また、初期段階からアウトプットをイメージした調査を行い、それを裏付ける有効的な手法になっているか。)</li> <li>・ <u>制度活用の検討に当たり必要な与条件を的確に把握し、区域決定のプロセスが具体的かつ的確なものになっているか。</u> (都市再生緊急整備地域制度等の区域抽出に当たり、考慮すべき点を的確に整理し、具体的に示しているか。)</li> </ul>	20
4 参考見積書	(1)経費の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託料の上限に対する見積価格</li> <li>※上限額を超えた提案は失格とする</li> </ul>	10
計			100

(4) 選考結果は、応募者全員にメールで通知する。

## 8 委託契約

選考により決定した受託候補者と業務内容及び契約条件等について協議の上、合意した後に業務委託契約を締結する。なお、契約に当たって協議が整わなかった場合は、次点候補者を受託候補者として協議を行うものとする。

### (1) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月19日（金）まで

### (2) 委託料の上限

54,000千円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）

### (3) 契約に当たっての主な留意事項

- ア 提案書の提出及び選考委員会の開催は提案内容及び応募者の審査・選考のためのものであること。また、選考は提案内容をそのまま了承するものではないこと。
- イ 契約に当たっては、千葉県財務規則第99条の規定により、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めること。なお、契約保証金は免除する場合がある。
- ウ 本件受託業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、受託業務の一部の再委託について書面により県の承諾を得たときはこの限りではない。
- エ 委託料の支払いは、全ての業務が履行された後に行うこととする。

## 9 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- ア 「3 応募資格」のない者。
- イ 同一のプロポーザルに対して、2以上の提案をしたとき。
- ウ 同一のプロポーザルに対して、自己の他、他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- エ 同一のプロポーザルに対して、2以上の代理人をしたとき。
- オ 提案に関連して談合等の不正行為があったとき。
- カ 業務委託費見積書（第7号様式）の見積額に誤脱や判読しがたい数字の記載がされているとき、又はその金額が訂正されているとき。
- キ その他、提示した事項及びプロポーザルに関する条件に違反したとき。
- ク 委託料の上限額を上回るとき。

## 10 その他

- ア 企画提案に要する経費は全て応募者の負担とする。
- イ 提出された書類等は返却しない。
- ウ 提出された書類等は千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づき開示する場合がある。
- エ 提出された書類等を必要に応じて複写することがある。
- オ 提案内容には民間団体の秘密に属するものが含まれるため、審査は非公開で行うこととする。
- カ 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- キ 不測の事態等により、やむを得ず、募集を中止し、又は契約を締結しない場合がある。この場合、企画提案に要した経費は、全て提案者の負担とする。

1 1 問合せ先・提出先

千葉県県土整備部都市整備局 都市計画課 まちづくり支援室 担当

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

電話：043-223-3170

FAX：043-222-7844

E-mail [tokei3@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:tokei3@mz.pref.chiba.lg.jp)